

# 感染症の平常時の対応と 集団発生時の報告基準について

栄区福祉保健課 健康づくり係

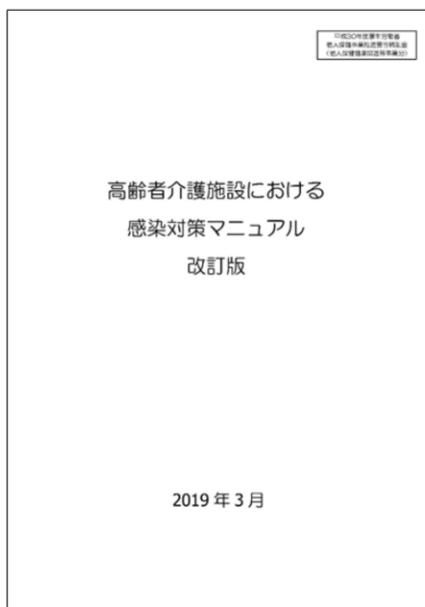
1

## もくじ

- 1 平常時の対応
- 2 報告基準について
- 3 報告時の対応
- 4 貸出物品について

# 1 平常時の対応

# 高齢者介護施設における感染対策マニュアル



職場の目の届くところに保管されていますか・・・？

こちらは令和元年度に改訂された、高齢者介護施設における感染対策マニュアルです。

もし、ご覧になったことがない方は、ぜひご確認ください。

厚生労働省のHPからダウンロードすることができます。

レジオネラに関する加湿器の管理や、薬剤耐性菌での対応方法なども追加されていますので、是非お目通しください。

## 施設内の感染管理体制

- ▶ 感染対策委員会の設置
- ▶ 指針・マニュアルの整備
- ▶ 関連情報の共有・活用
- ▶ 職員研修実施
- ▶ 施設内の衛生管理
- ▶ 職員の健康管理
- ▶ 高齢者の健康管理
- ▶ 介護・看護ケアにおける感染対策

高齢者介護施設における感染対策マニュアル

5

このマニュアルの中には、平常時の対策がこのように記載されています。  
この中から特に伝えたい部分を抜粋してお伝えします。

## 感染対策委員会の設置について

- ・開催頻度は？どこで開催？
- ・メンバーの構成は？



### 活動（例）

- ・施設マニュアルの見直し
- ・職員研修の計画
- ・食事や排泄介助の衛生管理の検討

まず、感染対策委員会の設置についてです。

マニュアルには感染の発生に備えて平時から感染対策委員会を設置する必要があると明記されています。

感染対策委員会はどのような頻度で、誰が実施しているかご存知でしょうか。

マニュアルの見直しや職員の研修など話し合われた内容があれば、施設内で職員全員に共有される必要があります。

また、感染対策委員会が積極的に開催されていることで、感染症が発生した際に、普段から顔の見える関係性が作れていたことから、感染症対応時の初動がスムーズにいったという声も聞きます。

ぜひ、この機会に、このような体制が施設内にあるのかを把握していただきますようお願いいたします。

# 関連情報の共有と活用について

The screenshot displays the website of the Yokohama Infectious Disease Information Center. The page is titled "横浜市感染症情報センター" (Yokohama Infectious Disease Information Center). It features a navigation menu with categories like "ホーム" (Home), "研究所の概要" (Institute Overview), "所員紹介" (Staff Introduction), "アクセス" (Access), "調査バンク" (Survey Bank), "お問い合わせ" (Contact Us), "パンナナス" (Pannanus), and "記事一覧" (List of Articles). The main content area is divided into several sections: "横浜市感染症情報センター" (Yokohama Infectious Disease Information Center), "最新情報" (Latest Information), "最新の「注目すべき感染症」" (Latest "Notable Infectious Diseases"), "IDWR 2018年第29号「注目すべき感染症」手足口病" (IDWR 2018 No. 29 "Notable Infectious Disease" Hand, Foot, and Mouth Disease), and "IDWR 2018年第29号「注目すべき感染症」手足口病" (IDWR 2018 No. 29 "Notable Infectious Disease" Hand, Foot, and Mouth Disease). A red box highlights the text "高齢者介護施設における感染対策マニュアル P18" (Infection Control Manual for Elderly Care Facilities P18).

また、感染症対策においても、感染症の発生に備えて、地域の感染症発生動向を把握することも重要です。

高齢者介護施設における感染対策マニュアルの18ページに国や自治体が公表する感染症発生動向の情報が載っています。

ぜひ日頃から定期的に情報収集してリスクを予測しておくことをお勧めします。

## 施設内の衛生管理について

### 嘔吐発生時の注意点

全ての嘔吐物は、  
**感染性のもの**として処理！

- ・ 適正濃度の次亜塩素酸ナトリウム消毒液を作成
- ・ 手袋は2重、マスク、エプロン着用

高齢者介護施設における感染対策マニュアル P27

8

施設内の衛生管理についてですが、これは施設内の清掃や消毒全般をさしています。

「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」の27ページに記載されている嘔吐物処理について説明します。

嘔吐物の処理ですが、嘔吐物などにはウイルスが大量に存在する可能性があります。

ノロウイルスなどは少量のウイルスで感染しますし、空気中に乾燥して吸い込むことでも感染しますので、すばやく、適切に処理することが大切です。

使用後の手袋やマスク、エプロンなどは正しく外し、処理後はしっかり手を洗いましょう。

## 嘔吐発生時の注意点

- ・ 複数名で対応すること
- ・ 吐物の中心から約半径2mを消毒  
※消毒範囲内の物品も消毒
- ・ 手袋、マスク、エプロンを正しく外す



## 清潔部分と汚染部分の区別

全ての嘔吐物は、感染性のものとして処理し、次亜塩素酸ナトリウムを使って、半径2m以上を消毒します。

嘔吐等が発生した場合には、複数人で対応してください。

清潔部分と汚染部分を区別しながら消毒するためには、複数名で消毒を行う必要性があります。

1名は汚染部分に入って、吐物消毒を行う人、他1名は消毒に浸された新聞紙やタオルを渡す介助や換気を行うなど

準清潔者としての介助が求められ、清潔区域と汚染区域をわけることがポイントです。

## 介護・看護ケアにおける感染対策

高齢者介護施設における感染対策マニュアルP.8

- ・ 職員の手洗い
- ・ 入所者の手指の清潔
- ・ ケアにおける標準予防策
- ・ 手袋着用と交換
- ・ 食事介助
- ・ 排泄介助
- ・ 医療処置

感染対策の基本を既にお伝えしていますが、そのためにも標準予防措置策(スタンダードプリコーション)に基づいた対応は非常に大切です。

全ての患者、施設ですと入所者や利用者となりますが、血液、体液、分泌物、嘔吐物、排泄物、創傷皮膚、粘膜などは、感染する危険性があるものとして取り扱わなければならないという考えです。

通常、入所者や利用者のケア等をする場合には、この考えを基に行っていただきたいと思います。

## 感染のなりたち

病原体

流行期の把握  
換気

感染経路

マスクの着用  
手洗い・うがい  
アルコール消毒

宿主感受性

ワクチン接種  
食事・睡眠

感染経路を絶つことが大切！

11

感染症の発生を予防するためには、感染経路を絶つことがとにかく大切です。これまでにお伝えした、平常時の対策をぜひ見直して頂ければと思います。

## 2 報告基準について

# 報告基準

(区福祉保健センターへ連絡)

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

※「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について（平成17年2月22日）」

感染症発生時の報告基準についてです。

報告基準は大きく3つあります。

1つは、死亡者または重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合

2つ目に、10名以上または全利用者の半数以上

最後に、ア及びイに該当しなくても、通常の発生動向を上回る発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合です。

## 厚生労働省通知

社会福祉施設などの施設長は、次のア、イ又はウの場合は市町村などの社会福祉施設など主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者などの人数、症状、対応状況などを報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。

14

厚生労働省では、この場合には、保健所に報告し、指示を求めるようにという通知を出しています。

## 横浜市所管課への報告も

### 介護保険事業者に事故報告

- ・ 事故発生時、まずは電話で連絡
- ・ その後、様式で報告

横浜市 介護保険事業所 事故報告



15

福祉保健センターに連絡する以外にも、所管課への報告が必要です。

報告先の所管課については、施設の形態により異なりますので、今一度ご確認をお願いいたします。

まずは、電話で連絡していただき、様式での報告をお願いします。

連絡先が不明な場合は、こちらの検索から確認できます。

各施設の管轄によって、所管課が異なりますので、ご確認ください。



3 事故 の 概 要	発生日時	年 月 日 午前・午後 時 分 頃	発生・発見
	発生場所	屋内( ) 屋外( )	
	事故種別・結果 <small>(複数の場合は、もっとも症状の重いものを1カ所にチェック)</small>	<input type="checkbox"/> 骨折(ひび含む) <input type="checkbox"/> やけど <input type="checkbox"/> <b>感染症・結核等</b> <input type="checkbox"/> その他 → <input type="checkbox"/> 打撲・捻挫・脱臼 <input type="checkbox"/> 食中毒 <input type="checkbox"/> 職員の法令違反、不祥事 <input type="checkbox"/> 切傷・擦過傷 <input type="checkbox"/> その他の外傷 (FAX誤送信・個人情報紛失等含む) <input type="checkbox"/> 異食・誤えん (あざ・内出血・表皮剥離など)	<input type="checkbox"/> 誤乗 <input type="checkbox"/> 急な体調変化 <input type="checkbox"/> 外傷なし <input type="checkbox"/> 他 <input type="checkbox"/> 徘徊・行方不明 ( ) <input type="checkbox"/> 送迎時の交通事故
	死亡の場合、死亡日: 年 月 日 原因:		警察の検証 有 無
事故時の状況、経緯、対応等			
事故の原因			

こちらの「感染症・結核等」にチェックをお願いします。

### 3 報告時の対応（現地調査協力）

## 調査時に準備していただくもの

- ・施設の概要

見取図、施設利用者数・職員数等

- ・有症状者一覧（情報シート）

- ・イベント日程表

- ・献立表

- ・調理従事者の健康観察記録

感染性胃腸炎  
疑いの場合



19

福祉保健センターの調査時には、施設の見取図や入所者数、職員数等をわかるもの、有症状者一覧(情報シート)、イベント日程表等をご準備いただいております。

# 欠席者・有症状者一覧（情報シート）

**感染症 情報シート** (No. ) 施設名:

No	発症日	時	氏名	クラス	症状	受診状況				検便状況	備考	
						受診日	医療機関名	診断名	検便日			
1	/		歳 (男・女)		嘔吐 下痢 熱					受診日 / 医療機関名 診断名	検便日 / 検便結果	
2					嘔吐 下痢 熱					受診日 / 医療機関名 診断名	検便日 / 検便結果	
3	/		歳 (男・女)		嘔吐 下痢 熱					医療機関名 診断名	検便結果	
4	/		歳 (男・女)		嘔吐 下痢 熱					受診日 / 医療機関名 診断名	検便日 / 検便結果	
5	/		歳 (男・女)		嘔吐 下痢 熱					受診日 / 医療機関名 診断名	検便日 / 検便結果	
6	/		歳 (男・女)		嘔吐 下痢 熱					受診日 / 医療機関名 診断名	検便日 / 検便結果	
7	/		歳 (男・女)		嘔吐 下痢 熱					受診日 / 医療機関名 診断名	検便日 / 検便結果	
8	/		歳 (男・女)		嘔吐 下痢 熱					受診日 / <sup>20</sup> 医療機関名 診断名	検便日 / 検便結果	

把握日ではなく、  
症状出現日

最初の症状出現日～  
情報を追記して更新

受診した、または  
受診予定あれば記入

こちらが有症状者一覧(情報シート)です。  
 集団発生時にご提出をお願いしております。  
 集団発生すると、消毒やご家族への対応等、他の対応も多くなり、こちらがなかなか記入できないことが多いようですが、こちらは、原因究明や検便協力者等検討に活用するため、早急にご提出いただいております。  
 集団発生時等、現場での対応に専念していただくためにも、日々の健康チェックから、いつから、どのような症状が、どのくらい出ている、医師の診断を受けているのかについて、確認していただければと思います。  
 もし、データでの送付をご希望の方がいらっしゃいましたら、メールでお送りしますので、お声かけください。この対応は終息するまで連日状況報告して頂く形になります。

## 終息とは・・・（集団発生の場合）

- 最終発症者から**3日間（72時間）**、当該施設内での新規発症者が**ない場合**
- 経過観察を実施し、当該施設内での発症者が**日常レベル（ベースライン）**以下に収まったと確認できた場合

21

そして、最終発症者から3日間、新規発症者が**ない場合**や、ベースライン以下に収まったと確認できた場合には、終息となります。

調査の際に、ベースラインが不明の施設も多くありますので、平常時から、ベースラインを把握しておくことが大切です。

## 高齢者施設での集団発生

### 【起こりやすいポイント】

- ▶ 入所施設では、発症者が出て後も引き続き施設で対応が必要な場合が多い
- ▶ ショートステイ、デイサービス、面会等で外からの病原体の持ち込み機会が多い
- ▶ 認知症の方では徘徊など行動の制限が困難
- ▶ 利用者の自立度が高いと個室での出来事の把握が難しい
- ▶ 休日・夜勤帯では職員体制が厳しく、十分な対策が難しい

22

## 高齢者施設での集団発生②

### 【対策①】

- ▶ 発症者の個室隔離や、エリア分けを実施
- ▶ 施設内の環境消毒の頻度をあげる
- ▶ フロア間の入所者、職員の行き来を避ける
- ▶ 入所者の不要不急の外出を避ける
- ▶ 流行期は面会者等へマスク着用、手洗い徹底を呼びかける
- ▶ 面会場所の制限を検討

## 高齢者施設での集団発生②

### 【対策②】

- ▶ 体調不良者の早期把握、感染症流行状況の迅速な共有
- ▶ 職員の体調管理を徹底  
出勤前の健康観察、体調不良時の相談等
- ▶ 施設管理面で緊急時を想定した人員配置  
年末年始、休日体制で体調不良時の交代
- ▶ 発症者、非発症者で対応する職員をわける

## 早めの相談で拡大防止

通常の感染症発生状況を上回る事態では、  
**状況悪化**することが多い



感染症は、  
**初期対応**が肝心！

報告基準に達していない場合でも  
報告・対応に関する相談を

25

報告基準を満たしていなくても、ご相談いただけます。

感染症は、一気に広がることもあるため初期の対応が肝心です。  
早めにご相談ください。

## 貸出物品の紹介

- ▶ 手洗いチェッカー
- ▶ 書籍

ノロウイルス食中毒・感染症から守る！

ノロウイルス現場対策



**是非、ご活用ください！**

最後に、栄区役所では、手洗いチェッカーやノロウイルス対策についての書籍の貸出を行っています。

書籍には、実際の嘔吐物処理の方法についてのDVDもついております。

是非こちらもあわせてご活用ください。

**【連絡先】**

栄福祉保健センター  
福祉保健課健康づくり係  
電話 045-894-6964  
(平日 8:45~17:00)



栄区のマスコットキャラクター  
タッチーくん

27

ご心配、ご不明な点等ございましたらご連絡ください。